

浅口市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

令和6年12月24日

条例第27号

(浅口市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 浅口市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成18年浅口市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」に改める。

第2条 浅口市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浅口市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。